第七条の二の十の見出し中「額」を「経済構造統計等」に改め、同条中「統計法第二条第四項に規定する基幹統計でサービス業に係るもの」を「経済構造統計」に、「経済センサス活動調査規則により平成二十八年六月一日現在により行つた同令第一条に規定する経済センサス活動調査の結果として公表された事業所に関する集計のうち産業別集計のうちサービス関連産業Ｂ（細分類）、単独・本所・支所（三区分）別民営事業所数、従業者数、売上（収入）金額及び収入を得た相手先別収入額―全国、都道府県」を「前項に規定する統計表」に、「総数」のうち「（収入を得た相手先別収入額）個人」を「収入を得た相手先別収入額　個人」に、「物品賃貸業」を「物品賃貸業」のうち「〇　総数」に、「土地売買業」を「土地売買業」のうち「〇　総数」に、「を除く」を「を除く」のうち「〇　総数」に、「貸間業」を「貸間業」のうち「〇　総数」に、「不動産管理業」を「不動産管理業」のうち「〇　総数」に、「七〇一一　総合リース業」及び「七〇二　産業用機械器具賃貸業」を「七〇Ｃ　総合リース業」のうち「〇　総数」、「七〇二　産業用機械器具賃貸業」のうち「〇　総数」及び「七〇四　自動車賃貸業」のうち「〇　総数」に、「専門・技術サービス業」の欄の額から」を「専門・技術サービス業」のうち「〇　総数」の欄の額から「七一　学術・開発研究機関」のうち「〇　総数」、」に、「純粋持株会社」を「純粋持株会社」のうち「〇　総数」に、「広告業」を「広告業」のうち「〇　総数」に、「七四六二　商業写真業」を「七四Ｅ　商業写真業」のうち「〇　総数」に、「その他の技術サービス業」を「その他の技術サービス業」のうち「〇　総数」に、「飲食サービス業」を「飲食サービス業」のうち「〇　総数」に、「娯楽業」を「娯楽業」のうち「〇　総数」に、「旅行業」を「旅行業」のうち「〇　総数」に、「火葬・墓地管理業」を「火葬・墓地管理業」のうち「〇　総数」に、「競技団」を「競技団」のうち「〇　総数」に、「八〇九六　娯楽に附帯するサービス業」を「八〇Ｑ　娯楽に附帯するサービス業」のうち「〇　総数」に、「学習支援業」を「学習支援業」のうち「〇　総数」に、「八二一六　社会通信教育」を「八二Ｎ　社会通信教育」のうち「〇　総数」に、「他に分類されないもの」を「他に分類されないもの」のうち「〇　総数」に、「産業廃棄物処理業」を「産業廃棄物処理業」のうち「〇　総数」に、「労働者派遣業」を「労働者派遣業」のうち「〇　総数」に、「九二二一　ビルメンテナンス業」を「九二Ａ　ビルメンテナンス業」のうち「〇　総数」に、「他に分類されない事業サービス業」を「他に分類されない事業サービス業」のうち「〇　総数」に改め、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

政令第三十五条の二十第一項第一号に規定する総務省令で定める経済構造統計は、経済センサス活動調査規則により令和三年六月一日現在において行つた同令第一条に規定する経済センサス活動調査の結果として公表された事業所に関する集計のうち産業別集計のうちサービス関連産業に関する集計第一表（サービス関連産業（小分類）、単独・本所・支所別民営事業所数、従業者数、売上（収入）金額及び収入を得た相手先別収入額―全国、都道府県）とする。

第七条の二の十五の見出し中「従業者数」を「総務省令で定める経済構造統計等」に改め、同条中「事業所統計」を「経済構造統計」に、「経済センサス活動調査規則により調査した令和三年六月一日現在における」を「前項に規定する統計表に記載された」に改め、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

法第七十二条の百十五第一項に規定する総務省令で定める経済構造統計は、経済センサス活動調査規則により令和三年六月一日現在において行つた同令第一条に規定する経済センサス活動調査の結果として公表された事業所に関する集計のうち産業横断的集計のうち事業所数、従業者数第一―一表（経営組織（二区分）別全事業所数、男女別従業者数、一平方キロメートル当たり事業所数及び従業者数―全国、都道府県、郡・支庁等、市区町村）とする。

第七条の三の四第一項中「子育て援助活動支援事業」の下に「、親子再統合支援事業、社会的養護自立支援拠点事業、意見表明等支援事業、妊産婦等生活援助事業、子育て世帯訪問支援事業、児童育成支援拠点事業、親子関係形成支援事業」を加える。

第七条の二の十五中「天井仕上、造作、床」を「床仕上、天井仕上、屋根仕上」に改める。

第十条の七の三第十項中「、同条第三項に規定する医療型児童発達支援」を削り、「同条第四項」を「同条第三項」に、「同条第六項」を「同条第五項」に改め、同条第十一項中「及び一時預かり事業」を「、一時預かり事業及び児童育成支援拠点事業」に改め、同条第十二項中「及び養育支援訪問事業」を「、養育支援訪問事業、意見表明等支援事業及び子育て世帯訪問支援事業」に改め、同条第十五項中「地域子育て支援拠点事業」の下に「、親子再統合支援事業、親子関係形成支援事業」を加え、同条に次の一項を加える。

16　政令第四十九条の十五第二項第九号に規定する社会的養護自立支援拠点事業及び妊産婦等生活援助事業の用に供する固定資産で総務省令で定めるものは、居室、相談室その他これに類する施設の用に供する固定資産とする。

第十五条の五の三に次の一号を加える。

三　不動産登記法第百十九条第六項の申出をした者の住所が記録されている登記簿の表題部について土地又は建物の表示に関する登記をした場合　当該住所に係る不動産登記規則（平成十七年法務省令第十八号）第二百二条の十に規定する公示用住所（第十五条の五から第十五条の五の八までにおいて「公示用住所」という。）

第十五条の五の四を第十五条の五の七とし、第十五条の五の三の次に次の三条を加える。

（法第三百八十二条第二項第二号の総務省令で定める者）

第十五条の五の四　法第三百八十二条第二項第二号に規定する総務省令で定める者は、登記簿の表題部に記録した所有者であつた者又は所有権、質権若しくは百年より長い存続期間の定めのある地上権の登記名義人であつた者とする。

（法第三百八十二条第二項第三号の総務省令で定める場合）

第十五条の五の五　法第三百八十二条第二項第三号に規定する総務省令で定める場合は、公示用住所（登記簿の表題部に記録した所有者若しくは所有権、質権若しくは百年より長い存続期間の定めのある地上権の登記名義人又は前条に規定する者（次条において「登記名義人等」という。）に係るものに限る。以下この条において同じ。）について不動産登記規則第二百二条の十五第一項の規定による撤回又は同令第二百二条の十六第一項の規定による申出があつたことその他の事由により同令第二百二条の二第一項に規定する公示用住所管理ファイル（以下この条から第十五条の五の八までにおいて「公示用住所管理ファイル」という。）に公示用住所若しくは公示用住所の変更が記録され、又は公示用住所管理ファイルから公示用住所が削除された場合とする。

（法第三百八十二条第二項において準用する同条第一項の総務省令で定める事項）

第十五条の五の六　法第三百八十二条第二項（第一号に係る部分に限る。）において準用する同条第一項に規定する総務省令で定める事項は、同号の登記又は登記の抹消に係る権利の登記名義人等の公示用住所とする。

2　法第三百八十二条第二項（第二号及び第三号に係る部分に限る。）において準用する同条第一項に規定する総務省令で定める事項は、登記名義人等の公示用住所（公示用住所管理ファイルから公示用住所が削除された場合にあつては、その旨）とする。

第十五条の五の七の次に次の一条を加える。

（法第三百八十二条の四の総務省令で定めるもの等）

第十五条の五の八　法第三百八十二条の四に規定する総務省令で定めるものは、不動産登記法第百十九条第六項の申出がされた土地又は家屋に係る当該申出をした者の登記簿上の住所とする。

2　法第三百八十二条の四に規定する総務省令で定める場合は、法第三百八十二条第二項（第二号又は第三号に係る部分に限る。）において準用する同条第一項の規定により公示用住所が通知された場合（法第三百八十二条第二項（第三号に係る部分に限る。）において準用する同条第一項の規定により公示用住所管理ファイルから当該公示用住所が削除された旨が通知された場合を除く。）とする。